

# 令和2年度事業計画書

【公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター】

項 目	事 業 内 容
事業方針	<p>犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族に対して、精神的支援その他の各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって犯罪被害者等の被害の回復及び軽減に資するための事業を行う。</p>
重点業務推進事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪被害者等に寄り添った支援活動の推進</li> <li>2 支援活動を推進するための財政基盤の確立・安定化</li> <li>3 犯罪被害者支援の理解と協力を得るための広報・啓発活動の推進</li> <li>4 犯罪被害相談員及び直接支援員等の人材育成</li> <li>5 市町村における犯罪被害者等支援条例制定に向けた取組み強化</li> </ol>
重点業務推進事項の細目と具体的推進要領	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 重点業務推進事項の細目と具体的推進要領             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 犯罪被害者等に寄り添った支援活動の推進                 <p>犯罪被害者支援は、被害者等の人権を尊重し、その心情に寄り添った支援を基本とするものとして、次により推進する。</p> <p>ア 早期支援の促進と事案、被害者の置かれた立場に沿った支援策の推進                      犯罪被害者等への早期支援の重要性に鑑み、早い段階での情報提供の促進を図るとともに、置かれた個々の立場に立ったニーズに応えられるよう、関係機関との連携を密にし、真に被害者等が必要とする支援を行う。</p> <p>イ 関係機関との連携による被害者等の負担軽減に向けたワンストップの推進                      犯罪被害者ワンストップ支援センター総合対応電話の開設など被害者ニーズの早期把握に努め、時宜を得たワンストップの推進により、犯罪被害者等の負担軽減に資すると共に、県及び県警並びに市町村、医療機関等との連携を促進する。</p> <p>ウ アイリスホットラインへの迅速、柔軟な対応等、取組みの強化                      性暴力被害者等の深刻な相談に的確に答えていくためには、24 時間 365 日化の運用の見直しを含め、緊急性に応じ柔軟かつ能動的な対応が求められる。特に急性期認知対応の重要性に鑑み産婦人科医会等の医療機関との連携を密にし、犯罪被害者等の立場を第一に配慮した支援を行う。</p> <p>エ 相談・支援体制の充実、強化                      相談・支援の増加傾向に対応するため、体制の強化に努めてきたが、どこにいてもいつでも必要な支援が受けられる社会を目指すため、引続き犯罪被害相談員等及び被害者援助者（ボランティア）の充実・強化を図る。</p> <p>オ 相談員に対するケアの推進</p> </li> </ol> </li> </ol>

重点業務推進  
事項の細目と  
具体的  
推進要領

相談・支援業務に当たる相談員の二次被害（代理受傷）を防止するとともに、安心した相談業務を推進するため、専門的な立場からのフォローアップを整備する。

(2) 支援活動を推進するための財務基盤の確立・安定化

犯罪被害者等の支援活動を支える基盤は、当センターの管理部門を含めた相談・支援に従事する人と資金である。支援活動は幅広く多岐に亘ることから、財政基盤の継続的な安定化が極めて重要である。併せて社会全体の責務として被害者等を支えていく環境整備のため、次により推進する。

ア 被害者支援に特化した条例制定に伴う公的資金等獲得に向けた方策の推進

当センターの活動経費については、県からの委託事業、賛助会費等のほか、社会貢献型自動販売機の設置及びホンデリングを三本柱とし、加えて日本財団や赤い羽根基金など幅広く補助事業を活用しているが、警察組織への依存度が大きく広く社会全体で支える体制とは言い難い。被害者支援は各自治体の責務であり、被害者支援に特化した条例制定促進と並行して新規委託業務や公的資金等の獲得方策を検討、実施し、恒常的かつ安定的な財政基盤の確立を図る。

イ 個人、企業・団体からの賛助会費及び寄付金等の獲得拡大に向けた積極的な活動の推進（2019版イ及びウを合体）

既存の寄付、賛助会費への継続的な協力関係継続と併せ、社会貢献活動に熱心な企業や団体を核とした新たな財源の発掘、拡大に努めると共に、広報誌等や各種犯罪被害者支援セミナーを活用するなど理解の促進を図り、支援の輪の拡大の結果として安定的財源に資する。

ウ 当センターの運営全般の見直しによる財政基盤の確立

収支状況を踏まえ、常に費用対効果を念頭に効率的な活動を推進する。ムダ、ムラを省き、効率的な組織の在り方として、管理、相談・支援体制の見直しを含め社会的な要請に応える組織の確立とそれに見合った財政基盤を樹立する。

(3) 県民の理解と協力を得るための広報・啓発活動の推進

各自治体における犯罪被害者支援に特化した条例が数市町で制定され、支援環境が格段に整備されつつあることから、当センター及び関係機関等の広報媒体を積極的に活用し、県民の理解と協力の促進につなげ、もって社会全体として支援の輪を広げるものとする。

ア 犯罪被害者等支援「県民のつどい」及び各種セミナーの計画的な推進

犯罪被害者支援「県民のつどい」及び各種セミナーを漸次推進中であるが、当センターの諸行事や各自治体における政策的な要請等を踏まえ、引続き効果的な広報・啓発活動を推進する。

イ 犯罪被害者支援への理解と財政基盤強化に向けた広報等の推進

県民の理解と協力、賛助会員の加入の促進等、広報と財源の確保は表裏一体の関係であり、寄付団体や社会貢献企業などに対する広報及び広く県民を

重点業務推進  
事項の細目と  
具 体 的  
推 進 要 領

対象とした各種キャンペーン活動の開催等を有機的に推進する。

ウ 広報・啓発の新たな手段、方策の検討、情報発信の推進

各自治体の既存の広報媒体を利用した広報啓発に加え、NNVSと連携しながらSNSなど新たなメディア媒体を利用した広報・啓発について積極的に推進する。

特に、各自治体の理解と協力を得る上では、各地域の犯罪被害者支援情勢を発信することは重要であるため、可能な範囲で分析・検討し、情報をフィードバックする。

エ 被害者支援活動に関するコミュニティー活動への積極的な関与

被害者支援に関しては、警察署単位の犯罪被害者支援推進協議会として活動実態が見られるが、年一回の会議が開催される程度で形式的である。現況の地域活動としては、狭山市のオリーブの会が市と共同で被害者支援の講演会を開催するなど活発に展開しており、他地域の見本ともなり引続き関与していくものとする。

(4) 犯罪被害相談員及び直接支援員等の人材育成の推進

犯罪被害者等支援業務については、相談員とボランティアの直接支援員がその任を担っている。相談員の増員が図られたものの盤石な体制を確立するためには今後の課題も多い。増加の一途にある相談・支援に的確に responding していくため、人材育成と併せ雇用環境等の整備を中・長期的な視点に立って推進する。

ア 直接支援員の募集と育成

真に適格性を備えたボランティアを募集し、将来的に相談体制の拡充を図っていくためにも、でき得る限り活動可能なボランティアを確保しておくことは喫緊の課題である。募集サイドのビジョンを明確にし、NNVSの研修プログラムを基本とした人材育成を図っていく。

イ 各段階に沿った研修カリキュラムの検討

実務に求められる知識、技法等幅広く検討し、各段階に応じた研修カリキュラムを作成し研修の体系化を図る。また、必要に応じ弁護士や行政担当者等外部専門家も積極的に取り入れ研修の充実を図る。

ウ 実務能力の向上

性暴力等被害者の電話相談の増加が示すように、相談・支援の件数、質ともに変化が見られる。専門性や支援の質の向上を図る上でも、事例検討、ロールプレイを数多く取り入れた実践的研修、(公社)全国被害者支援ネットワークなど部内外主催の研修会への積極的な参加等により、相談・支援担当者のスキルアップを推進する。

エ 犯罪被害相談員等の処遇改善、定着化の推進

相談・支援の核となる犯罪被害相談員は、複雑化する業務に対処するための知識、技法の修得、向上は極めて重要である。同時に定着化も全体としてのレベルアップに必須である。加えて常勤、非常勤の格差是正も公平な処遇の観点から見直すことも重要であり、適宜処遇改善を進め定着化に資する。

<p>重点業務推進事項の細目と具体的な推進要領</p>	<p>(5) 市町村における犯罪被害者支援条例制定に向けた取組み強化</p> <p>犯罪被害者等支援の県民の理解と協力及び活動資金の公的負担の獲得は、当センターの活動上の大きなバックグラウンドとなる。その重要な柱の一つとなるものが被害者等支援に特化した条例の制定であるが、各自治体の指針となる県条例を踏まえ、各自治体における条例の制定と併せ、援助センターへの財政負担の協力を求めていくべく諸施策を推進する。</p> <p>ア 県及び県警と連携した市町村への働き掛けの推進</p> <p>県条例が制定され数市町で特化条例が制定されたことから、これを機として市町村への働き掛けを強め、早期制定に向けた多角的な運動を展開する。なお、働き掛けについては、県及び県警の姿勢が重要であることから、有機的な連携を図りながら推進する。</p> <p>イ 犯罪被害者等支援条例制定を主眼とした広報・啓発活動の推進</p> <p>県民の犯罪被害者等についての心情の理解や支援の必要性の認識は、条例制定目的と不可分で一体的なものである。社会全体として、地域社会として被害者支援を推進していくため、あらゆる機会を捉え、被害者等支援に特化した条例の制定に向けた働き掛けを推進する。</p>
-----------------------------	---

1 犯罪被害者等に対する電話相談及び面接相談並びにカウンセリング事業

項目	事業内容	実施時期	実施方法等
電話相談	<p>電話相談室において、電話による相談の受理及び各種情報提供等を行う。</p>	<p>毎週 月～金曜日 8:30～ 17:00 (土、日曜日、祝日及び年末年始を除く。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害に関して相談を希望する被害者及び遺族、親族等</li> <li>○ 犯罪被害相談員が専用電話により実施</li> <li>○ アイリスホットラインによる性暴力・性犯罪被害相談専用電話により実施</li> </ul>
	<p>性暴力等犯罪被害専門相談電話「アイリスホットライン」の24時間365日開設を継続し、電話による被害相談を受理するとともに、適時適切な情報提供と支援に繋ぐ体制を強化する。</p> <p>埼玉県（県民生活部）の県費受託事業</p>	<p>毎週 月～日曜日 (祝日を含む。)24時間、365日 (年末年始を除く。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性暴力・性犯罪被害に関する相談を希望する被害者</li> <li>○ 平日 8:30～17:00 は当センター犯罪被害相談員が専用電話（アイリスホットライン）により実施。</li> <li>○ 平日 17:00～翌 8:30 及び土日祝日 8:30～翌 8:30 は外部委託機関に転送（ボイスワープ）し、専門相談員（医師又は看護師等）が実施。</li> </ul>

面接相談	面接相談室において、面接による被害相談を受理するとともに、適時適切な情報提供と支援に繋ぐ体制を強化する。	毎週 月～金曜日 8:30～ 17:00 (祝日、年末年始を除く。) (予約制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電話相談の結果、面接相談が必要と認められ、かつ、面接相談を希望する被害者等</li> <li>○ 犯罪被害相談員が面接相談室等において実施</li> </ul>
カウンセリング	面接相談室において、臨床心理士によるカウンセリングを行う。  臨床心理士によるカウンセリング月6回分は埼玉県警察からの県費受託事業	毎週 月、火曜日 10:00～ 16:00 (予約制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ カウンセリングが必要と認められる被害者等</li> <li>○ 臨床心理士が面接相談室において実施</li> </ul>

## 2 犯罪被害者等への直接的援助事業

項目	事業内容	実施時期	実施方法等
危機介入	犯罪発生直後、病院、被害者宅等で、情報提供、相談、生活支援等の直接的援助を行う。	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 援助センターの支援内容を知らせる案内書を作成し、発生直後に告知</li> <li>○ 犯罪等の被害により、援助を希望する被害者等</li> <li>○ 犯罪被害相談員等が、病院、被害者宅等において実施</li> <li>○ 性暴力等被害者の早期支援</li> </ul>
弁護士相談	面接相談室において、被害者等の法律相談を行う。 ①アイリスに関しては埼玉県(県民生活部)からの県費受託事業 ②アイリス以外に関しては埼玉県警察からの県費受託事業	①随時 ②毎月 第2、4金曜 (予約制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法律相談が必要と認められる被害者等</li> <li>○ ①に関する法律相談は法律事務所において実施</li> <li>○ ②に関しては弁護士が援助センター面接相談室において実施</li> </ul>
精神科医・産婦人科医等の紹介	精神科医及び産婦人科医等の援助を必要とする被害者等に対し紹介する。	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 援助を希望する被害者等</li> <li>○ アイリスホットラインホームページによる産婦人科医等の紹介</li> </ul>

直接支援	病院、警察署、検察庁、裁判所、行政機関等への付添い又は被害者宅を訪問する等、多様な支援を実施する。	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 直接支援を希望する被害者等</li> <li>○ 犯罪被害相談員等が、病院、警察署、検察庁、裁判所、行政機関及び自宅等へ訪問して実施</li> <li>○ 警察からの情報提供による被害者等への経済的支援の実施</li> </ul>
------	---	----	--

### 3 犯罪被害者等給付金裁定申請手続き補助事業

項目	事業内容	実施時期	実施方法等
犯罪被害者等給付金裁定申請手続き補助	犯罪被害者等給付金の支給にかかる裁定の申請手続きを補助する。	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犯罪被害者等給付金に関する情報提供を希望する被害者及び裁定の申請手続きの補助を希望する被害者等</li> <li>○ 犯罪被害者等給付金補助員が、援助センター、被害者宅等において実施</li> </ul>

### 4 犯罪被害者等自助グループへの援助事業

項目	事業内容	実施時期	実施方法等
自助グループへの援助(交通事故)	グループの活動等に対する情報提供及び活動への協力を実施する。	4、6、8、10、12、2月の年6回実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通事故被害者遺族同士が互いの体験を語り、感情を分かち合う自助グループへの援助を実施</li> <li>○ 自助グループ参加者の拡大</li> </ul>
自助グループへの援助(交通事故以外)	新たに殺人等被害者遺族等による自助グループを開設し、グループの活動等に対する情報提供及び活動への協力を実施する。	5、7、9、11、1、3月の年6回実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 殺人等被害者遺族同士が互いの体験を語り、感情を分かち合う自助グループへの援助を実施</li> <li>○ 自助グループ参加者の拡大</li> </ul>

### 5 関係機関・団体等との連携による犯罪被害者等の支援事業

項目	事業内容	実施時期	実施方法等
警察及び各種行政機関等との連携	県、市町村、警察、検察庁、社会福祉協議会など各種行政機関等と被害者援助に関する情報交換及び相互協力を推進する。	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県、市町村、警察、検察庁、社会福祉協議会、助産師会、看護協会、男女共同参画支援センター等各種行政機関の被害相談機関</li> <li>○ 専務理事若しくは専務理事が指名した職員が実施</li> </ul>

埼玉県犯罪被害者支援推進協会との協力	埼玉県犯罪被害者支援推進協会との被害者援助に関する情報交換及び相互協力を推進する。	随時	○ 専務理事若しくは専務理事が指名した職員が実施
社会福祉関係団体等との協力	埼玉県社会福祉協議会、埼玉県保護司会連合会、埼玉県更生保護女性連盟、埼玉県民生委員・児童委員協議会等との連携を図り、被害者等を社会福祉事業に繋ぐ支援を推進する。	随時	○ 専務理事若しくは専務理事が指名した職員が実施
全国被害者支援ネットワーク等への参加	当センターの活動状況を発表するほか、被害者援助に関する情報交換及び相互協力を推進する。	随時	○ 専務理事若しくは専務理事が指名した職員が実施
全国被害者支援ネットワーク事業の主催	関東・甲信越ブロック ①質の向上研修（上半期・下半期）を主催 ②事務局長等会議を主催	① 上半期6月 下半期2月 ②10月	○ 専務理事若しくは専務理事が指名した職員が実施

## 6 犯罪被害者等の実態に関する調査及び研究事業

項目	事業内容	実施時期	実施方法等
調査・研究	日本被害者学会、日本犯罪学会、全国被害者支援フォーラムに参加、被害者の実態調査及び研究の実施	随時	○ 理事長若しくは専務理事が指名した職員が実施
刊行物・インターネット等からの情報収集	被害者の実態等に関し、新聞、雑誌等の刊行物及びインターネット等を活用した情報収集を実施する。	随時	○ 専務理事若しくは専務理事が指名した職員が実施

7 犯罪被害者等の支援に関する広報及び啓発事業

項 目	事 業 内 容	実施時期	実 施 方 法 等
<p>広報及び啓発活動の実施</p>	<p>関係機関と協力し、県警運転免許センター、JR浦和駅・大宮駅などの駅頭等でのキャンペーンを行う。                      (ポスター、リーフレット、ポケットティッシュ等の普及啓発品を配布する。)</p>	<p>随 時</p>	<p>○ 理事長又は専務理事が指名した職員(直接支援員を含む。)が実施</p>
	<p>小、中、高、大、各種学校等を対象とした「いのちの大切さを学ぶ教室」の講演活動を推進する。</p>	<p>随 時</p>	
	<p>県教育委員会の「夢と豊かな心をはぐくむ講演会」事業に積極的に参加する。</p>	<p>随 時</p>	
	<p>各地区犯罪被害者支援推進協議会へ犯罪被害者等支援の理解と協力を求める。</p>	<p>随 時</p>	
	<p>平成31年4月1日に犯罪被害者等支援条例が制定された春日部市及び東松山市において、2市と協働して中規模セミナー「県民公開講座」を開催し、犯罪被害者等支援の重要性、必要性について理解と協力を求めるとともに、条例制定の意義を一層浸透させる啓発活動を推進する。                      (財源:社会福祉法人埼玉県共同募金会助成事業)</p>	<p>春日部市 9月  東松山市 3月</p>	
	<p>県内一般の小学校高学年の親子を対象に「もし子供が犯罪被害に遭ってしまった場合、親は子供にどう対応し、子供はどう対処するか、親子で学ぶワークショップ事業を開催する。</p> <p>県内企業・団体を対象に、ファンディング活動を推進しながら、犯罪被害者等支援の重要性及び必要性について理解と協力を求める。</p>	<p>夏休み期間 もしくは 土、日曜日          随 時</p>	



各種メディア及び会報誌等を利用した広報活動の実施	<p>犯罪被害者週間（11/25～12/1）に合わせて「犯罪被害者支援県民のつどい」を開催し、広報啓発キャンペーンを行うほか、マスコミ、県民に積極的に広報し、多くの県民の参加を募る。</p> <p>県、市町村、社会福祉協議会等関係機関に当センターの事業内容を記載したリーフレット等の広報資料を提供すると共に発行誌への掲載を要請する。</p>	<p>10月～11月</p> <p>随時</p>	<p>○ 理事長又は専務理事が指名した職員が実施</p>
	<p>新規の団体、個人を対象に賛助会員加入募集の機会を通じ、また、清涼飲料水自動販売機、募金箱の設置等により、当センターの被害者支援活動の広報啓発を図る。</p> <p>会報誌（センター通信）の発行</p>	<p>随時</p> <p>年2回</p>	<p>○ 理事長又は専務理事が指名した職員が実施</p> <p>○ 13,500部/回</p>
インターネット広報の実施	<p>援助センターHPを有効活用し、犯罪被害者支援に係る普及啓発を随時更新するなどインターネット広報の充実を図る。</p> <p>アイリスホットラインのHPを有効活用し、県（婦相、男女共同参画等）及び関係機関（助産師会、看護協会等）へ周知を図る。</p>	<p>随時</p>	<p>○ 専務理事が指名した職員が実施</p>
専門図書等の貸出し	<p>被害者支援に関心のある人に当センターの専門図書等を貸出し、被害者支援意識の向上を図る。</p>	<p>随時</p>	<p>○ 専務理事が指名した職員が実施</p>
ホンデリングの推進	<p>不要になった古本の提供により、専門の業者に売却し、その代金を被害者支援活動の財源として活用する。</p>	<p>随時</p>	<p>○ 専務理事が指名した職員が実施</p>

寄付型自動販売機設置協力の推進	県内企業・団体の施設に寄付型自動販売機の設置に関する協力依頼を推進し、寄付金を被害者支援活動の財源として活用する。	随時	○ 専務理事が指名した職員が実施
会員バッチの供与	当センター会員に入会した正会員及び賛助会員に「会員バッチ」を供与する。	随時	○ 専務理事若しくは専務理事が指名した職員が実施

### 8 犯罪被害相談員、直接支援員の養成及び研修事業

項目	事業内容	実施時期	実施方法等
犯罪被害相談員・直接支援員の関係機関・団体が主催する研修への参加推進	<p>犯罪被害相談員は、令和2年度研修実施計画に基づくほか「質の向上(上半期・下半期研修)」、「全国犯罪被害者支援フォーラム・秋期全国研修会」、「DV被害者支援担当者研修」その他関係機関・団体が主催する各種研修会への参加を推進する。</p> <p>直接支援員は、令和2年度研修実施計画に基づく「グループワーク(ロールプレイ)」、「県民公開講座」、「県民のつどい」、「全国フォーラム」及び「秋期全国研修会」等の参加を推進する。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>	○ 理事長又は専務理事が指名した職員及び直接支援員に対して実施
新たな相談員の雇用と養成	<p>令和2年1月、2月に新規採用した相談員(非常勤)2名について育成計画に基づき養成する。また、2年目、3年目となる相談員(非常勤)については令和2年度研修計画及び育成計画に基づき、専門知識を習得させ適格性を備える相談員に養成する。</p> <p>(財源：2017～2020年度日本財団預保納付金助成金事業等)</p>	4月～	○ 専務理事が指名した職員が実施

新たなボランティアの募集と育成	①ボランティア募集オープンゼミを開催し、参加者の拡大を図る。 ②オープンゼミ参加者の中から新たなボランティア希望者の拡大を図り「ボランティア登用育成プログラム」に基づき育成する。	4月～	○ 専務理事が指名した職員が実施
ボランティア直接支援員、一般ボランティアのステップアップ研修事業の推進	ボランティア直接支援員で犯罪被害相談員への登用を希望する者、また、一般ボランティアで直接支援員登用を希望する者に対し、ステップアップ研修事業を推進する。	4月～	○ 専務理事が指名した職員が実施
スーパービジョンの実施及びメンタルケアの実施	犯罪被害相談員が犯罪被害者等の相談・支援に接し、精神的負担その他の労苦に関して専門的立場の指導助言を得るため、スーパービジョン及びメンタルケアを実施する。	毎月	○ 理事長又は専務理事が指名した職員に対して臨床心理士等専門職（スーパーバイザー）が実施

#### 9 その他当センターの目的を達成するために必要な事業

項目	事業内容	実施時期	実施方法等
理事会、総会の開催	定款に基づき理事会及び総会を開催する。	定期 6月	・理事会 役員 ・総会 役員及び正会員
市町村条例制定に向けた取組みの強化	埼玉県犯罪被害者等支援条例が制定されたことに伴い、犯罪被害者等を支える地域社会の形成と促進を図るため、市町村へ条例制定について積極的に働きかける。	随時	○ 専務理事及び専務理事が指名した職員が実施
新規賛助会員の獲得拡大	あらゆる機会を通じ、県民、県内企業・団体等に対して犯罪被害者等支援の重要性及び必要性を説き理解を求め、共に犯罪被害者支援に取り組む新規賛助会員の獲得拡大を図る。	随時	○ 役員及び事務局員